

【虐待防止対策室関係】

〇児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成17年5月2日付け雇児発第0502001号）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">児童虐待防止対策支援事業実施要綱</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市（<u>児童相談所を設置する特別区を含む。</u>）（以下「都道府県等」という。）とする。 ⑦、③（2）①、13、15並びに17については、都道府県等及び市町村とし、3（2）②については、都道府県等、中核市、児童相談所設置市及び特別区とし、8から10までについては、指定都市、児童相談所設置市（特別区を含む。）（19）<u>（19）については、都道府県等及び児童相談所を設置する計画を有する市（特別区を含む。）（19）に限り、当該地方公共団体を（含む。）とする。</u> なお、事業の効果的な実施の観点から、外部への委託が可能な事業については、適切な者又は団体を選定し、事業自体を外部委託することができる。委託する際は、個人情報等の管理、業務上知り得た秘密の保持等を厳守させることに十分留意すること。</p> <p>第3 事業内容 以下の1から2.1までの事業から地域の実情に応じて選択して実施する 1 児童虐待防止対策研修事業 (略) 2 保護者指導・カウンセリング強化事業 (略) 3 医療的機能強化等事業 (略) 4 法的対応機能強化事業 (略) 5 児童相談所体制整備事業 (略) 6 児童相談所設置促進事業 (略) 7 <u>一時保護専用施設改修費支援事業</u></p>	<p style="text-align: center;">児童虐待防止対策支援事業実施要綱</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、第3に定める事業のうち、1（2）⑥（イ及びウを除く。）及び⑦、③（2）①、13、15並びに17については、都道府県等及び市町村とし、3（2）②については、都道府県等、中核市（児童相談所設置市を除く。以下同じ。）及び特別区とし、6については、都道府県等、中核市、児童相談所設置市及び特別区とし、8から10までについては、指定都市、児童相談所設置市及び特別区とし、8から10までについては、指定都市、児童相談所設置市及び市町村とする。 なお、事業の効果的な実施の観点から、外部への委託が可能な事業については、適切な者又は団体を選定し、事業自体を外部委託することができる。委託する際は、個人情報等の管理、業務上知り得た秘密の保持等を厳守させることに十分留意すること。</p> <p>第3 事業内容 以下の1から2.0までの事業から地域の実情に応じて選択して実施する 1 児童虐待防止対策研修事業 (略) 2 保護者指導・カウンセリング強化事業 (略) 3 医療的機能強化等事業 (略) 4 法的対応機能強化事業 (略) 5 児童相談所体制整備事業 (略) 6 児童相談所設置促進事業 (略) 7 賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業</p>

(1) 趣旨

一時保護を行う際は、一人一人の子どもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境が選択されることが重要であり、そのための体制整備を行うことが必要である。このため、一時保護所において必要な定員設定・整備を行うほか、一時保護専用施設等の委託一時保護を活用する等により適切な支援を確保することから、**当該施設等の改修費用を支援することにより、一時保護専用施設の設置促進を図るものである。**

(2) 事業内容

「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」における設備要件を満たすために必要な改修を行う。なお、改修を行っている期間において生じる賃借料についても補助対象とする。

(3) 留意事項

施設等の改修費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金等の対象となるものについては、本事業の補助対象外となる。

8 市町村相談体制整備事業

(1) 趣旨

平成28年の児童福祉法改正において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが責務として明確化されたところである。

これを踏まえ、市町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図るものである。

(2) 事業内容

①～③ (略)

④ 市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業

支援拠点において、相談対応に加え、児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業及び同条第7項に規定する一時預かり事業、**母子保健法（母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）による改正後の母子保健法）第17条の2に規定する産後ケア事業**その他の子育て支援に関する事業（支援拠点が利用調整を行う事業のうち、子どもを一時的に預かるものに限る、宿泊を伴うものを含む。以下「子育て支援事業」という。）の利用と合わせた支援ができるよう、相談者及び子育て支援事業を行う者と必要な調整を行い、相談者に対する支援を行う。

(3) 実施方法

①～② (略)

(1) 趣旨

一時保護を行う際は、一人一人の子どもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境が選択されることが重要であり、そのための体制整備を行うことが必要である。このため、一時保護所において必要な定員設定・整備を行うほか、一時保護専用施設等の委託一時保護を活用する等により適切な支援を確保することから、**賃借料を活用した際の改修費用を支援することにより、一時保護専用施設の設置促進を図るものである。**

(2) 事業内容

賃借物件を活用し、「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」における設備要件を満たすために必要な改修を行う。なお、改修を行っている期間において生じる賃借料についても補助対象とする。

8 市町村相談体制整備事業

(1) 趣旨

平成28年の児童福祉法改正において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが責務として明確化されたところである。

これを踏まえ、市町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図るものである。

(2) 事業内容

①～③ (略)

④ 市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業

支援拠点において、相談対応に加え、児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業及び同条第7項に規定する一時預かり事業その他の子育て支援に関する事業（支援拠点が利用調整を行う事業のうち、子どもを一時的に預かるものに限る、宿泊を伴うものを含む。以下「子育て支援事業」という。）の利用と合わせた支援ができるよう、相談者及び子育て支援事業を行う者と必要な調整を行い、相談者に対する支援を行う。

(3) 実施方法

①～② (略)

③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

ア 基本分

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成29年3月31日付雇児発0331第49号。以下「支援拠点設置運営要綱」という。）に基づき支援拠点を運営するものとする。

ただし、支援拠点設置運営要綱6の（3）及び別紙の1で定める配置人員等において、「常時〇名」とあるのは、開所時間帯のうち週休日・夜間を除く週40時間を標準とする時間帯において配置する必要のある職員数と解することができる。

なお、小規模A型（人口5万人未満の市町村に限る。）の類型である市町村においては、子育て世代包括支援センターと支援拠点を兼務する常勤職員がいる場合に限り、勤務形態を問わず、常時1名体制でも可とする。

また、小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式（支援拠点設置運営要綱別紙の2参照）で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乗せして配置する必要があることに留意すること。この場合において、上乗せ配置の有無に関わらず、基礎となる配置人員が基準を満たしている場合には、基本分は補助対象とすることができ、最低配置人員を超えて虐待対応専門員を配置した場合は、人数分の補助基準額を加算（上限5人まで）することができる。

イ～オ （略）

④ （略）

9 未就園児等全戸訪問事業 （略）

10 子育て支援訪問事業 （略）

11 一時保護機能強化事業 （略）

12 官・民連携強化事業

(1) 趣旨

都道府県等（児童相談所）が要保護性の高い困難事例に対応していくためには、児童相談所の体制の強化を図るとともに、民間団体との連携の強化を図っていくことも必要であるため、NPO法人等の民間団体を活用した取組を行うものとする。

(2) 事業内容

① 民間団体委託推進事業

都道府県等は、児童相談所の業務の一部を委託するため、地域において児童虐待の発生予防や対応を行っているNPO法人等の民間団体

③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

ア 基本分

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成29年3月31日付雇児発0331第49号。以下「支援拠点設置運営要綱」という。）に基づき支援拠点を運営するものとする。

ただし、支援拠点設置運営要綱6の（3）及び別紙の1で定める配置人員等において、「常時〇名」とあるのは、開所時間帯のうち週休日・夜間を除く週40時間を標準とする時間帯において配置する必要のある職員数と解することができる。

なお、支援拠点設置運営要綱6の（3）ただし書きのとおり、小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式（支援拠点設置運営要綱別紙の2参照）で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乗せして配置する必要があることに留意すること。

また、最低配置人員を超えて虐待対応専門員を配置した場合は、人数分の補助基準額を加算（上限5人まで）することができる。

イ～オ （略）

④ （略）

9 未就園児等全戸訪問事業 （略）

10 子育て支援訪問事業 （略）

11 一時保護機能強化事業 （略）

12 官・民連携強化事業

(1) 趣旨

都道府県等（児童相談所）が要保護性の高い困難事例に対応していくためには、児童相談所の体制の強化を図るとともに、民間団体との連携の強化を図っていくことも必要であるため、NPO法人等の民間団体を活用した取組を行うものとする。

(2) 事業内容

① 民間団体委託推進事業

都道府県等は、児童相談所の業務の一部を委託するため、地域において児童虐待の発生予防や対応を行っているNPO法人等の民間団体

の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、委託先の適否を判断するための検討を行う。

- ② 民間団体活動推進事業
都道府県等は、民間団体と連携し、子どもたち本人及び保護者からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、親子関係再構築の取組等を実施する。
- ③ 民間団体育成事業
都道府県等は、児童相談所が行う保護者指導や安全確認などの業務について受託することができる民間団体を育成するため、以下の取組を実施する。

- ア 民間団体へのアドバイザーの派遣
- イ 先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練
- ウ その他民間団体の育成に資する取組

④ 指導委託促進事業

児童福祉法第27条第1項第3号又は同条第2項に基づく児童福祉施設等への入所措置を行った子どもが当該施設等を退所する場合において、当該施設の職員が継続的に関わることが適当と考えられる場合や、児童福祉施設等に通所している子どもについて、当該施設等の職員が家庭への支援を行うことが適当と考えられる場合等において、児童福祉法第26条第1項第2号に基づき、児童相談所が児童福祉施設等に保護者等への指導を委託し、当該施設等が必要な指導を行うとともに、子どもや保護者の状況等を定期的に児童相談所に報告を行う。

(3) 留意事項

(2) ④の指導委託促進事業については、児童家庭支援センター運営等事業の対象となる事業については、本事業の補助対象外となる。

- 1 3 評価・検証委員会設置促進事業 (略)
- 1 4 未成年後見人支援事業 (略)
- 1 5 児童の安全確認等のための体制強化事業 (略)

1 6 子どもへの権利擁護に係る実証モデル事業

(1) 趣旨

子どもへの権利を保障するため、都道府県等が設置する児童福祉審議会等を活用した子どもの意見表明及び関係機関の申立・申し出の仕組みを構築することを目的とする。

(2) 実施方法

「児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン～都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市向け～」(平成30年度子ども子育て支援推進調査研究事業「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体によって参考となるガイドラインに関する調査研究報告書(三菱UF

の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、委託先の適否を判断するための検討を行う。

- ② 民間団体活動推進事業
都道府県等は、民間団体と連携し、子どもたち本人及び保護者からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、親子関係再構築の取組等を実施する。
- ③ 民間団体育成事業
都道府県等は、児童相談所が行う保護者指導や安全確認などの業務について受託することができる民間団体を育成するため、以下の取組を実施する。

- ア 民間団体へのアドバイザーの派遣
- イ 先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練
- ウ その他民間団体の育成に資する取組

1 3 評価・検証委員会設置促進事業 (略)

1 4 未成年後見人支援事業 (略)

1 5 児童の安全確認等のための体制強化事業 (略)

1 6 子どもへの権利擁護に係る実証モデル事業

(1) 趣旨

子どもへの権利を保障するため、都道府県等が設置する児童福祉審議会等を活用した子どもの意見表明及び関係機関の申立・申し出の仕組みを構築することを目的とする。

(2) 実施方法

「児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン～都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市向け～」(平成30年度子ども子育て支援推進調査研究事業「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体によって参考となるガイドラインに関する調査研究報告書(三菱UF

Jリサーチ&コンサルティング))等を踏まえ、子どもに対し、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、子どもの意見表明を受け止める体制を構築し、その評価を行う。
事業実施後、子どもの権利擁護に係る体制構築に関する報告書を作成し、振り返りを行う。

- 1 7 虐待防止のための情報共有システム構築事業 (略)
- 1 8 児童虐待防止のための広報啓発等事業 (略)
- 1 9 児童福祉司等専門職採用活動支援事業 (略)

2.0 児童福祉司任用資格取得支援事業

(1) 趣旨

児童相談所の体制強化を進めるため、児童福祉法第13条第3項第1号に規定する課程の修了により児童福祉司の任用資格を取得することを支援し、更なる人材確保を推進する。

(2) 実施方法

児童福祉法第13条第3項第1号の規定に基づき実施される課程(通信課程)の受講者に対し、自治体が受講料や旅費等の受講に必要な費用の負担を行う場合、当該費用への補助を行う。本事業の補助対象は、原則として、当該課程を修了する年度又はその翌年度において、児童相談所に児童福祉司として配置される者とするが、やむを得ない事情により、児童相談所への配置が困難となった場合や、当該課程を修了できなかった場合は、この限りではない。

2.1 虐待・思春期問題情報研修センター事業

(1) 趣旨

虐待・思春期問題情報研修センター(以下「研修センター」という。)は、深刻化する児童虐待問題や非行等の思春期問題への対策の一環として、インターネット等を利用した情報の収集・提供、児童相談所や児童家庭支援センターなどの専門機関からの電話等による専門的な相談、虐待問題等対応機関職員の研修及び児童福祉施設における臨床研究と連携した研究などを通じて、関係機関の専門性の向上を図る。

(2) 研修センターの運営主体
社会福祉法人横浜博萌会及び一般財団法人あかしこども財団とする。

(3) 事業内容

研修センターは以下に掲げる事業を実施する。ただし、一般財団法人あかしこども財団が運営する研修センターは、②及び③の事業のみ実施するものとする。なお、当分の間、一般財団法人あかしこども財団が運営する研修センターが実施する事業の一部を

Jリサーチ&コンサルティング))を踏まえ、子どもに対し、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、子どもの意見表明を受け止める体制を構築し、その評価を行う。
事業実施後、子どもの権利擁護に係る体制構築に関する報告書を作成し、振り返りを行う。

- 1 7 虐待防止のための情報共有システム構築事業 (略)
- 1 8 児童虐待防止のための広報啓発等事業 (略)
- 1 9 児童福祉司等専門職採用活動支援事業 (略)

2.0 虐待・思春期問題情報研修センター事業

(1) 趣旨

虐待・思春期問題情報研修センター(以下「研修センター」という。)は、深刻化する児童虐待問題や非行等の思春期問題への対策の一環として、インターネット等を利用した情報の収集・提供、児童相談所や児童家庭支援センターなどの専門機関からの電話等による専門的な相談、虐待問題等対応機関職員の研修及び児童福祉施設における臨床研究と連携した研究などを通じて、関係機関の専門性の向上を図る。

(2) 研修センターの運営主体
社会福祉法人横浜博萌会及び一般財団法人あかしこども財団とする。

(3) 事業内容

研修センターは以下に掲げる事業を実施する。ただし、一般財団法人あかしこども財団が運営する研修センターは、②及び③の事業のみ実施するものとする。なお、当分の間、一般財団法人あかしこども財団が運営する研修センターが実施する事業の一部を

明石市が実施することのできるものとする。

- ① インターネット等を利用した児童虐待及び非行等の思春期問題（以下「虐待問題等」という。）に関する情報の収集・提供
- ② 児童相談所や市町村などの専門機関から虐待問題等に関する専門的な相談への対応
- ③ 児童虐待対応施設での臨床研究と連携した研修の実施
- ④ 児童福祉施設での臨床研究と連携した研究
- ⑤ 要保護児童等に関する情報共有システムの整備
- ⑥ 都道府県間における児童相談所への職員の派遣に関する連絡調整（マッチング支援）

⑦ その他、必要と認められる事業

(4) 運営方法

- ① 研修センターには、事業を統括する者をはじめとする事業の運営に必要な職員を置くものとする。なお、事業を適正かつ円滑に実施するため、児童虐待問題や児童福祉に関する知識を有する職員を配置するものとする。
- ② 研修センターは、事業を円滑かつ効果的に実施するため、学識経験者、所在地の市（横濱市又は明石市）、虐待問題等対応機関関係者、研究者等から構成される運営委員会を設置し、研修センターの事業計画の検討及び事業実施上の諸問題について協議を行うこととする。

第4 国の助成

国は、都道府県等又は市町村がこの事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。

明石市が実施することのできるものとする。

- ① インターネット等を利用した児童虐待及び非行等の思春期問題（以下「虐待問題等」という。）に関する情報の収集・提供
- ② 児童相談所や市町村などの専門機関から虐待問題等に関する専門的な相談への対応
- ③ 児童虐待対応施設での臨床研究と連携した研修の実施
- ④ 児童福祉施設での臨床研究と連携した研究
- ⑤ 要保護児童等に関する情報共有システムの整備

⑥ その他、必要と認められる事業

(4) 運営方法

- ① 研修センターには、事業を統括する者をはじめとする事業の運営に必要な職員を置くものとする。なお、事業を適正かつ円滑に実施するため、児童虐待問題や児童福祉に関する知識を有する職員を配置するものとする。
- ② 研修センターは、事業を円滑かつ効果的に実施するため、学識経験者、所在地の市（横濱市又は明石市）、虐待問題等対応機関関係者、研究者等から構成される運営委員会を設置し、研修センターの事業計画の検討及び事業実施上の諸問題について協議を行うこととする。

第4 国の助成

国は、都道府県等又は市町村がこの事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。